

第13章 時短正社員の規定

当院は衛生士の正社員に限り、下に規定する時短制度を設けます。

なお、時短の日は、始業業務もしくは終業業務、もしくはその双方を免除します。

1. 目的

- ① 中学生卒業までの育児支援を目的とし、その理由が無くなった場合は通常勤務に戻ります。
- ② 当院の時短制度は、育児支援以外の理由に使用できません。

2. 出社・退社時間

- ① 退社時間：17:00 退社、17:30 退社のどちらかを選べます。
- ② 出社時間：月～金 8:50 出社、月～土 8:50 出社のどちらかを選べます。
- ③ 上記①②は、ともに1種類のみ選択できます。
- ③ 8:50 出社制度は常勤職員が2名以下の場合、(既得者を除いて) 使うことはできません。

3. 申請

2か月以上前に、必要項目を記入した申請書を朝礼で院長に届け出てください。

なお、入社時に限り2か月以内でも申請できます。

4. 適用期間

- ① 時短は1ヶ月単位(1日～末日)で適用され、申し出がない場合、翌月もその時短勤務が適用されます。
- ② 時短の変更を希望する場合は、2か月以上前に、必要項目を記入した申請書を朝礼で院長に届け出てください。

5. 有給

当院の時短制度は週5勤務なので、通常の正社員と同じ有給日数が付与されます。

6. 給料の減額

時短はノーワーク・ノーペイの原則により、給料より下記の減額をともないます。

17:00 退社：24,000 円

17:30 退社：18,000 円

月～金 8:50 出社：7,000 円

月～土 8:50 出社：8,800 円

これは給料支払い月の1日に選択していた時短の種類が適用されます。

また、その月の診療日数に関係なく、固定的に減額されます。

7. 昇給にともなう追加減額

- ① 入社から時短開始月までに昇給した金額の10%が時短による給料減額に追加されます。
- ② 9月昇給時に、昇給分の10%が時短による給料減額に追加されます。

なお、追加される金額は100円以下を四捨五入します。

8. 賞与について

「1月1日～6月末日」と「7月1日～12月末日」に分け、時短制度を

- ① 1ヶ月間使用した場合は100%
- ② 2か月～3ヶ月間使用した場合は90%
- ③ 4か月～6ヶ月間使用した場合は80%

の賞与支給となります。

なお、17:00 退社、17:30 退社、8:50 出社、どれを選んでもこの基準の適用となります。

9. 職員の有給取得時の延長勤務について

職員の有給休暇取得時に終業までの勤務をお願いするときがあり、承諾し延長勤務した場合、

17:00 退社の場合、1日 2000 円

17:30 退社の場合、1日 1500 円

が給料として支給されます。(就業時間の範囲内なので、割増加算はありません)